

新潟県中学校総合体育大会開催基準要項

1 総則

新潟県中学校体育連盟規約第1章第3条第3項の規定により、新潟県中学校総合体育大会（以下「大会」という）を開催することとし、その運営のためにこの基準要項を定める。

2 主催

大会の主催は、新潟県中学校体育連盟（以下「本連盟」という）とする。

3 共催

大会の共催は、次のとおりとする。

- ア 新潟県教育委員会 新潟市教育委員会
 - イ 公益財団法人新潟県スポーツ協会
 - ウ 開催市町村教育委員会（協議の上、主催に変更することができる。その際、会長の承認を必要とする。）
 - エ 各競技団体（共催の必要のある場合）
 - オ 新潟日報社
- ◎ 上記団体への共催願いは、本連盟事務局で行う。

4 主管

- ア 大会の主管は、開催地区中体連及び地区中体連から委任された当該都市中体連が行う。
- イ 大会の主管に、主管専門部を置くことができる。

5 後援

大会の後援は、次のとおりとする。

- ア 開催市町村
 - イ 実情に応じ、開催地の関係機関及び団体の後援は適宜決定してよい。
- ◎ 上記団体への後援願いは、地区・都市中体連事務局で行う。

6 大会開催

- ア 大会は毎年開催する。
- イ 大会は、夏季大会・駅伝大会・冬季大会の各大会に分けて開催する。
- ウ 開催競技は、陸上競技、水泳競技、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、体操競技、新体操、バレーボール、ソフトテニス、卓球、バドミントン、ソフトボール、柔道、剣道、相撲、駅伝競走、スキーの18競技とする。

7 大会開催期間

- ア 大会開催の期間は、2日以内とする。但し、軟式野球、サッカーは3日間以内、スキーはその限りではない。
- イ 開催期日については、本連盟代議員会で決定する。
- ウ 日程は概ね次のとおりとし、競技の実情に応じてこの範囲内で計画する。

〈 1日目 〉 〈 最終日 〉

- | | | | |
|------|-------|------|-------|
| 選手集合 | 8：30 | 選手集合 | 8：30 |
| 競技終了 | 16：30 | 競技終了 | 16：00 |

8 大会開催会場

- ア 会場は4地区に分散する。
- イ 会場は、本連盟代議員会で決定する。

9 大会参加資格

- ア 選手は、本連盟に加盟している中学校に在籍する生徒であること。
- イ 選手は、各中学校の教育計画に基づいて行う課外活動として位置付けで指導している運動部活動の部員であること。
- ウ 上記イに該当しない生徒を選手として参加させる場合は、当該校長が認めた生徒であること。
- エ 年令は、(公財)日本中学校体育連盟の定めに準ずる。
- オ 引率者、監督は、当該校の校長・教員・部活動指導員とする。引率者の特例については「県大会への外部引率者の特例細則」による。
- カ コーチ・マネージャーは、全国中学校体育大会実施要項に準ずる。ただし、全国中学校体育大会実施要項に認められた競技以外のコーチ・マネージャーを認める場合は、専門部内で十分な共通理解を図り、本連盟代議員会で承認を得ることとする。
- キ 「参加資格の特例」は、全国中学校体育大会開催基準に準ずる。

10 大会役員

概ね次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--|
| ア 名 誉 会 長 | 県知事 |
| イ 名 誉 副 会 長 | 県教育長、開催市町村長 |
| ウ 顧 問 | 県教育委員、県教育次長、県スポーツ協会会长・副会長、開催市町村教育長、開催市町村体育協会会长、新潟日報社社長 |
| エ 参 与 | 県教育庁保健体育課長、同補佐、義務教育課長、上・中・下越教育事務所長、県保健体育課指導主事、教育事務所指導主事、開催市町村教育委員、開催地競技別協会会长、新潟日報社読者局ふれあい事業部長、参加中学校長 |
| オ 大 会 会 長 | 県中体連会長 |
| カ 大 会 副 会 長 | 県中体連副会長 |
| キ 大 会 委 員 長 | 県中体連理事長 |
| ク 大 会 副 委 員 長 | 地区中体連会長 |
| ケ 大 会 総 務 委 員 | 県中体連理事・監事、郡市中体連会長、開催市町村教育委員会関係課長 |
| コ 大 会 委 員 | 市町村競技団体理事長、県中体連事務局長、地区中体連事務局長、県中体連専門部長・副部長、開催郡市中体連事務局長 |
| サ 大 会 事 務 局 | 県中体連事務局長・事務局員 |

11 大会役員の委嘱

- ア 大会役員の委嘱は、県中体連会長名で行う。
- イ 委嘱状の作成、発送は新潟県中学校総合体育大会事務局（以下「大会事務局」という。）で行う。

12 競技役員

- 競技役員の編成は概ね次のとおりとする。
- | | |
|---------------|--------------------------|
| ア 競 技 委 員 長 | 開催郡市中体連会長 |
| イ 競 技 副 委 員 長 | 開催郡市の競技担当校長又は教頭、県中体連専門部長 |
| ウ 総 務 委 員 長 | 開催地区専門部部長 |
| エ 総 務 委 員 | 開催地区・郡市中体連事務局長、開催地区専門部員 |

13 競技役員の編成と委嘱

- ア 大会運営・実施に必要な競技役員は、開催地区中体連、開催郡市中体連、専門部で協議し編成する。
- イ その委嘱は、大会事務局で行う。
- ウ 競技役員は、県中体連専門部員、地区・郡市中体連関係者、地域クラブ活動関係者等で編成することを原則とする。
- エ やむを得ず中学校関係者以外の者（以下「外部役員」という）に委嘱する必要がある場合は、あらかじめ本連盟会長の承認を必要とする。
- オ 外部役員の旅費は、大会運営費より支出する。

14 生徒役員

- ア 生徒役員は、郡市中体連関係中学生・当該運動部員・地域クラブ活動に所属している中学生に委嘱することを原則とする。
- イ やむを得ず中学生以外の生徒役員を委嘱する場合は、あらかじめ本連盟会長の承認を必要とする。
- ウ 中学生以外の生徒役員の昼食費は、本連盟で負担する。

15 大会実施要項

- ア 大会実施要項は大会事務局で作成し、本連盟代議員会で決定する。
- イ 大会実施要項に記載する内容は、およそ次のとおりとする。
 - ・主催 ・共催 ・主管 ・後援 ・大会事務局 ・開催期日 ・日程 ・会場
 - ・競技種目 ・競技方法 ・参加資格 ・表彰 ・参加申込み ・参加料
 - ・組合せ ・その他（宿泊、受付等）
- ウ 競技別要項は、専門部会で協議・作成し、本連盟代議員会で提案する。競技準備委員会を経て最終決定する。
- エ 大会事務局は、大会実施要項・競技別要項をとりまとめ、本連盟ホームページに掲載する。

16 大会参加申込み

- ア 地区大会で出場権を得た学校・地域クラブ活動は、所定の様式により定められた期日までに地区中体連事務局に申し込むこと。
- イ 地区中体連事務局は、地区内の申込みをとりまとめ大会事務局へ一括申し込みすること。

17 大会参加料

- ア 大会に参加する生徒は、参加料を納入する。
- イ 参加料を納入する対象生徒は、選手・補員とする。
- ウ 参加料の額は生徒1人1,000円とする。
- エ 参加料の納入は申込みと同時にう。大会事務局は、4地区分をとりまとめて本連盟事務局に納入する。

18 式典

- ア 大会の開・閉会式は、原則行わない。
- イ 各競技の判断で、競技別に平易な式典（開始式、表彰式等）を行ってもよい。ただし、必要最低限のものとし、選手や役員等全員の参加を求める。

19 表彰

- ア 団体競技
 - (1) 各競技ともに3位以内に入賞したチームと団体メンバー全員に賞状を授与する。
 - (2) 優勝チームには、優勝旗（優勝杯）を授与する。
 - (3) 1位のチームには、メダルを授与する。
- イ 個人競技
 - (1) 陸上競技、水泳競技のリレーは、8位以内に入賞したチームと決勝メンバー全員に賞状を授与する。
 - (2) その他の競技種目は、8位以内の選手に賞状を授与する。
 - (3) 1位には、メダルを授与する。
- ウ 授与に関しては、本連盟代議員会において審議決定する。
- エ 優勝旗などの寄贈者は、教育関係団体又は機関、競技団体、新聞社を原則とし、その他は本連盟代議員会で承認を得たものに限る。
- オ 優勝旗などの授与は、本連盟において行うことを原則とする。

- カ 授与されるチームもしくは団体は、次のとおりとする。
- ・陸上競技と水泳競技のリレー種目
 - ・バスケットボール
 - ・サッカー
 - ・ハンドボール
 - ・軟式野球
 - ・体操競技（団体総合）
 - ・新体操（団体競技）
 - ・バレーボール
 - ・ソフトテニス
 - ・卓球
 - ・バドミントン
 - ・ソフトボール
 - ・柔道
 - ・剣道
 - ・相撲
 - ・駅伝競走
 - ・スキーのリレー種目

キ 優勝旗などを授与されたチームは、次年度の大会まで保管するものとする。

20 プログラム

- ア プログラムは、各競技別大会のプログラムとする。
- イ プログラムの表紙に記載する内容は、次のとおりとする。
- ・正式大会名
 - ・スローガン
 - ・期日
 - ・会場
 - ・主催
 - ・共催
 - ・後援
 - ・主管中体連
- ウ プログラムに記載する内容は、次のとおりとする。
- ・大会役員
 - ・競技役員
 - ・生徒役員（学校と人数）
 - ・過去の成績
 - ・日程
 - ・式次第
 - ・組合せ表
 - ・選手名簿
 - ・その他
- エ プログラムには、商業広告等を掲載しないことを原則とする。
- オ プログラムは、無料配布を原則とする。有償販売する場合には、あらかじめ本連盟会長の承認を必要とする。

21 宿泊

- ア 大会関係者の宿泊に関することは、本連盟宿泊要項による。
- イ 本連盟宿泊要項は、本連盟があらかじめ新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定したものについて、本連盟代議員会の承認を得て決める。
- ウ 宿泊申込みは大会申込と同時に開催都市中体連事務局が開催地旅館組合と協議して配宿し、参加チームに連絡する。なお、必ず指定の宿舎を利用すること。

22 大会終了報告

- ア 専門部又は開催都市事務局は、大会終了後10日以内に大会成績と反省事項を大会事務局へ提出する。
- イ 専門部又は開催都市事務局は、大会終了後10日以内に決算書及び領収書等会計に関する報告を大会事務局に提出する。
- ウ 会計収支決算書については、地区ごとに本連盟監事より会計監査を受け、すべての領収書等を本連盟事務局に送付する。

23 付則

- ア 本連盟事務局、大会事務局、地区中体連事務局、都市中体連事務局及び専門部の業務内容は別に定める。
- イ 本開催基準要項は、昭和63年6月1日より施行する。
- 平成4年5月25日 一部改定
- 平成6年12月14日 一部改定（大会名称、参加料）
- 平成7年12月15日 一部改定（大会参加資格）
- 平成8年12月13日 一部改定（表彰、参加資格の特例、大会実施要項）
- 平成9年12月11日 一部改定（大会参加資格）
- 平成12年12月15日 一部改定（大会参加料）
- 平成14年5月24日 一部改定（引率者の特例）
- 平成18年12月8日 一部改定（表彰、プログラム項目へ追加）
- 平成22年12月3日 一部改定（主管、後援、大会開催、表彰、プログラム）
- 平成27年5月13日 一部改定（大会参加料）

平成 27 年 12 月 3 日 一部改定（現状に見合った文言の修正）
平成 28 年 12 月 1 日 一部改定（共催）
平成 29 年 12 月 7 日 一部改定（共催）
平成 30 年 4 月 1 日 一部改定（共催、大会参加資格）
平成 31 年 4 月 1 日 一部改定（大会開催期間、大会参加料）
令和 6 年 4 月 1 日 一部改定（現状に見合った内容に修正）